

過去の採用試験において皆さんから寄せられた質問の中で、代表的なものについてお答えします

1 採用試験について

Q 1 学歴、性別、現役学生と既卒者、職歴、既婚等の条件によって、有利、不利がありますか。

A 1 採用試験は公平・公正に行っており、試験の受験や合否に関して、そのような条件による有利、不利はありません。

Q 2 採用試験の日程は例年いつ頃決まるのですか。

A 2 本組合の職員採用は毎年実施しているわけではなく、退職者の発生等による補充という形で不定期に実施することが多い状況です。

採用試験を実施する場合は、組合ホームページ等にその旨を掲載しますので、受験希望の方は随時組合のホームページを御覧ください。

Q 3 採用試験はどのような内容ですか。

A 3 採用試験のうちいわゆる筆記試験は、事務職の場合、基礎的知識と能力を問う基礎能力試験と、課題式の作文試験を実施します。基礎能力試験は、言葉通り職員として仕事をしていく上で最低限必要であると思われる程度の知識等を問うものです。高校卒業程度の学力があれば、充分に対応できるレベルとなっています。

Q 4 合格決定の方法を教えてください。

A 4 第1次試験では、基礎能力試験、適性検査、作文試験及び集団面接試験を実施し、その合計点数において一定点数以上を取られた方が、第2次試験である個別面接試験受験対象者となります。

そして、第2次試験の個別面接での成績上位者の方を合格者とします。本組合では「人物重視」の採用方針をとっています。

Q 5 合格すれば必ず採用されると考えていいのでしょうか。

A 5 原則として、最終合格は本組合職員として採用される候補者になったことを意味するにとどまり、必ず採用されるということではありません。

2 配属や業務内容について

Q 6 事務職の仕事はどのようなものですか

A 6 “福祉施設”事務組合という本組合の名称や事業内容から、事務職というのは福祉施設の事務職員というイメージを持たれる場合がありますが、実際の職務は施設の事務ではありません。

現在、本組合において事務職（常勤）が配属されているのは、総務課、介護障害審査課及び乙訓若竹苑の3事業です。今回の採用後の配属先は未定ですが、いずれに配属されても、地域の障がい児（者）福祉、高齢者福祉行政に携わる業務であることに変わりありません。

各事業での事務職の業務内容は、概ね次のようになっています。

課名	事務職 (常勤)	主な業務内容
総務課	5名	人事、給与、福利厚生、企画財政、会計、議会庶務等の組合全般の管理部門としての業務を行う。
介護障害審査課	3名 ※派遣含む	乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）の介護保険制度での介護認定審査会や、障害者総合支援法での障害支援区分認定審査会の運営を行う。
乙訓若竹苑	1名	施設運営に伴う各種の事務や、授産事業に伴う事務など施設に係る事務全般を行う。

* 職員数は当該年度4月1日現在のものです。
上記常勤の他に会計年度任用職員等の非常勤職員が在籍しています。

3 給与・福利厚生等について

Q 7 採用された後の給与はどのようになっていますか。

A 7 初任給については、採用試験実施要項に記載しておりますが、採用された時点での学歴、職務歴等により、一定のものにならないことがあります。

また、その他の手当として、期末・勤勉手当（6月、12月）、扶養手当、住居手当、通勤手当などを、それぞれの要件に応じて支給します。

Q 8 結婚、出産、介護の機会があっても仕事は続けられますか？

A 8 本組合では結婚、出産、介護などの特別休暇や育児・介護休業等の制度があり、そのような機会を迎えても仕事が続けられる体制を取っています。

Q 9 休暇制度はどうなっていますか？

A 9 年次有給休暇は年20日を付与し（初年度4月採用の場合は15日で、採用日によって付与日数は変わります。）、未使用日数は20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。このほか、夏期休暇等各種の特別休暇があります。

Q 1 0 その他の福利厚生全般については、どのような仕組みになっていますか？

A 1 0 ◆健康診断、健康相談

全職員を対象とした健康診断を年1回実施するほか、それぞれの職務に応じた特殊健康診断などを実施しています。また、ストレスチェックを実施し、心身の健康について応じています。

◆公務災害補償制度

職員が工作中または出退勤の途上で受傷した場合等に、その医療費などを補償しています。

◆共済組合

職員やその被扶養者の病気・けがなどに対する短期給付事業をはじめ、職員の退職後や障害、または死亡に対する年金の相談、人間ドック、健康づくり、各種貸付、貯金等の事業を行っています。

◆厚生会

互助共済及び福利厚生を増進を目的とした事業を行う「京都府市町村職員厚生会」に加入し、各種福利厚生サービスを受けることができます。